

食品安全委員会第201回会合議事録

1．日時 平成19年8月2日(木) 14:00～14:56

2．場所 委員会大会議室

3．議事

(1) 農薬専門調査会における審議状況について

・「フルオピコリド」に関する意見・情報の募集について

(2) 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議状況について

・「チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON89034 系統(食品)」に関する
意見・情報の募集について

(3) 微生物・ウイルス合同専門調査会における審議状況について

・「食中毒原因微生物のリスク評価指針付属文書」に関する意見・情報の募集に
ついて

(4) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取について

・農薬 プラクロニルに係る食品健康影響評価について

・農薬 ピリプロキシフェンに係る食品健康影響評価について

・遺伝子組換え食品 コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR604(食品)
に係る食品健康影響評価について

・特定保健用食品 おなか納豆に係る食品健康影響評価について

(5) 食品安全委員会が自らの判断により行う食中毒原因微生物に係る食品
健康影響評価の進め方について

(6) 食品安全委員会の7月の運営について(報告)

(7) 食品安全モニターからの報告(平成19年6月分)について

(8) その他

4．出席者

(委員)

見上委員長、小泉委員、長尾委員、野村委員、畑江委員、廣瀬委員

(事務局)

齊藤事務局長、日野事務局次長、小木津総務課長、北條評価課長、西村勧告広報課長、
酒井情報・緊急時対応課長、小平リスクコミュニケーション官、猿田評価調整官

5. 配布資料

- 資料 1 農薬専門調査会における審議状況について
- 資料 2 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議状況について
- 資料 3 - 1 微生物・ウイルス合同専門調査会における審議状況について
- 資料 3 - 2 食品により媒介される微生物に関する食品健康影響評価指針(案)
- 資料 4 - 1 ピラクロニルに係る食品健康影響評価に関する審議結果について
- 資料 4 - 2 ピリプロキシフェンに係る食品健康影響評価に関する審議結果について
- 資料 4 - 3 遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について
- 資料 4 - 4 特定保健用食品に係る食品健康影響評価に関する審議結果について
- 資料 5 微生物専門調査会及びウイルス専門調査会のワーキンググループの設置
について(案)
- 資料 6 食品安全委員会の7月の運営について(報告)
- 資料 7 食品安全モニターからの報告(平成19年6月分)について

6. 議事内容

見上委員長 ただ今から食品安全委員会第201回会合を開催いたします。本日は6名の委員が出席です。

それでは、会議全体のスケジュールにつきまして、お手元の資料に食品安全委員会第201回会合議事次第がございますので、御覧いただきたいと思えます。

それでは、お手元の資料の確認をお願いいたします。

本日の資料は11点でございます。資料が多数ありますので、一部は資料番号のみの読み上げとさせていただきます。

資料1が「農薬専門調査会における審議状況について」。

資料2が「遺伝子組換え食品等専門調査会における審議状況について」。

資料3-1が「微生物・ウイルス合同専門調査会における審議状況について」。

資料3-2が「食品により媒介される微生物に関する食品健康影響評価指針(案)」。

資料4-1が「ピラクロニルに係る食品健康影響評価に関する審議結果について」。

資料 4 - 2 が「ピリプロキシフェンに係る食品健康影響評価に関する審議結果について」、
資料 4 - 3 が「遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」、
資料 4 - 4 が「特定保健用食品に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」、
資料 5 が「微生物専門調査会及びウイルス専門調査会のワーキンググループの設置に
ついて（案）」。

資料 6 が「食品安全委員会の 7 月の運営について（報告）」。

資料 7 が「食品安全モニターからの報告（平成 19 年 6 月分について）」でございます。

不足の資料等ございませんでしょうか。

それでは議題に入らせていただきます。

「農薬専門調査会における審議状況について」でございます。

「フルオピコリド」につきましては、専門調査会から意見・情報の募集のための評価書
（案）が提出されています。事務局から説明願います。

北條評価課長 それでは、資料 1 に基づいて御説明いたします。

資料 1 の評価書 3 ページをお開きいただきたいと思います。

「フルオピコリド」につきましては、登録申請に伴いまして、2005 年 3 月農林水産省よ
り厚生労働省へ基準設定の依頼がなされております。2005 年 12 月には厚生労働大臣から
残留基準設定に係る食品健康影響評価についての要請があったものでございます。

食品安全委員会におきましては、農薬専門調査会で 3 回御審議をいただきまして、本日
評価書（案）が取りまとめられて報告されているものでございます。

「フルオピコリド」は、1998 年にドイツのアグレボ社により開発された殺菌剤で、本剤
の殺菌作用につきましては、脱共役作用、rRNA 合成阻害、呼吸阻害の作用機作を有する可
能性が示唆されているものでございます。

今回バイエルクロップサイエンス株式会社より農薬取締法に基づく登録申請、及びイン
ポートトレランス申請がなされているものでございます。

具体的な試験結果でございますけれども、7 ページからでございますが、動物体内運命
試験といたしまして、ラットを用いました薬物動態、それから排泄、体内分布並びに代謝
に関する試験成績が 11 ページまでに書かれている内容で提出をされております。

また、12 ページからでございますけれども、植物体内運命試験につきましては、ばれい
しょ、ぶどう、レタスを用いました試験成績が提出をされております。

さらに 14 ページの下からでございますが、土壌中運命試験、16 ページに水中運命試験、
17 ページに土壌残留試験、作物残留試験、後作物残留試験等の試験成績が提出をされてお

ります。

18 ページ「8. 一般薬理試験」の成績、表 13 にまとめられたような試験成績が提出をされております。

19 ページ「9. 急性毒性試験」といたしましては、ラットを用いました急性毒性試験及び 20 ページにまいりまして、ラットを用いました急性神経毒性試験の試験成績が提出をされているところでございます。

亜急性毒性試験につきましては、ラットを用います 90 日間亜急性毒性試験の成績、イヌを用いました 90 日間亜急性毒性試験の成績が提出をされております。

また、ラットを用いました 90 日間の亜急性の神経毒性試験の成績も提出されているところでございます。

22 ページ「12. 慢性毒性試験及び発がん性試験」といたしましては、イヌを用いました 1 年間慢性毒性試験、ラットを用いました 2 年間の慢性毒性/発がん性併合試験の試験成績が提出されております。

また、25 ページにまいりますと、マウスを用いまして 18 か月の発がん性試験の成績が提出されております。

このマウスを用いました 18 か月の発がん性試験の中で、最高量 3200ppm 投与群の雌雄のマウスでございますが、肝細胞腺腫の発生頻度が有意に増加をしたという成績が出されております。

これにつきましては、追加試験の成績も提出されまして、解析がされております。

26 ページ、生殖発生毒性試験でございますが、これにつきましては、ラットを用いました 2 世代繁殖試験が実施をされておりました、このものについては、繁殖能に対する影響は認められなかったという結果が得られております。

また、27 ページにまいりますと、ラット、ウサギを用いました発生毒性試験の成績が提出をされているところでございます。ラットの発生毒性試験につきましては、700mg/Kg 体重/日投与群の胎児で骨格異常の発生頻度が増加したことから、母体毒性量の 700mg/Kg 体重/日において催奇形性が発現すると考えられたということでございますが、ウサギの方の発生毒性試験の結果では、催奇形性は認められておりません。

28 ページの 14 番でございますが、遺伝毒性試験につきましては、*in vitro* 並びに *in vivo* の試験がそれぞれ実施されておりました、すべて陰性という結果が得られております。

先ほどマウスの 18 か月の発がん性の試験で、腺腫の増加が認められたということで、

追加試験といたしまして、29 ページから 31 ページにかけてでございますけれども、マウス、それからラットを用いました肝薬物代謝酵素誘導試験の成績が提出をされております。

マウスを用いました肝薬物代謝酵素誘導試験につきましては、肝細胞増殖が誘発されたものの、一過性であり、28 日間投与後には増殖は認められなかった。また、本剤の投与によりまして、フェノバルビタールと同様に、P450 あるいは PROD、EROD、BROD の増加ということで、薬物代謝酵素の誘導を誘発するということが示唆されております。

30 ページのラットを用いました肝薬物代謝酵素誘導試験につきましても、31 ページの最後の行に書いてございますように、フルオピコリドはフェノバルビタールと同様の肝薬物代謝酵素誘導を誘発することが示されたという結果が提出されております。

このことから、また、先ほど御説明いたしました遺伝毒性試験の結果から、肝細胞腺腫の発生機序につきましては、遺伝毒性のメカニズムとは考え難いということが結論として出されております。

各試験におきます無毒性量、最小毒性量につきましては、34 ページの表 34 にまとめられております。

これらの試験成績を総合いたしまして、35 ページに農薬専門調査会としての結論がまとめられております。

各試験の無毒性量の最小値はラットを用いた 90 日間亜急性毒性試験の 7.4mg/Kg 体重/日であったが、ラットにおける無毒性量はより長期の 2 年間慢性毒性/発がん性試験の 8.4 mg/Kg 体重/日と考えられた。

したがって、これらのことを考慮すると、無毒性量の最小値はマウスを用いた 18 か月間発がん性試験の 7.9mg/Kg 体重/日である。これを根拠をとして安全係数 100 で除した 0.079mg/Kg 体重/日を一日摂取許容量、ADI と設定したという結論が得られたということでございます。

本日御了解いただきましたら、委員会終了後 8 月 31 日までの 30 日間国民からの意見・情報の募集に当てたいと考えております。

以上でございます。

見上委員長 どうもありがとうございました。それでは、ただ今の説明の内容、あるいは記載事項につきまして、御意見・御質問がございましたら、どうぞよろしく願いいたします。

よろしいですか。

それでは本件につきまして、意見・情報の募集手続に入ることといたします。

次の議題に移らせていただきます。

「遺伝子組換え食品等専門調査会における審議状況について」でございます。

「チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON89034 系統（食品）」につきましては、専門調査会から意見・情報の募集のための評価書（案）が提出されております。事務局から説明願います。

北條評価課長 資料 2 に基づきまして、御説明いたします。

評価書（案）の 1 ページの「審議の経過」でございますが、本品目につきましては、平成 19 年 2 月 19 日に厚生労働大臣から遺伝子組換え食品の安全性確認に係る食品健康影響評価についての要請があったものでございます。

当委員会につきましては、遺伝子組換え食品等専門調査会におきまして、2 回の審議が行われまして、本日評価書（案）が提出されたというところでございます。

3 ページのところでございますが、遺伝子組換えトウモロコシ、チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON89034 系統でございますが、このものにつきましては、日本モンサント株式会社から申請があったものでございます。

この遺伝子組換えトウモロコシでございますけれども、チョウ目害虫に対する殺虫活性を有するタンパク質、これをコードいたします *cry1A.105* 遺伝子、それから *cry2Ab2* 遺伝子、これを導入して作製された組換えのトウモロコシというものでございます。

安全性の評価につきましては、遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準に基づきまして、3 ページの中ほどからございますけれども、宿主あるいは導入 DNA、それからベクター、組換え体、それぞれの安全性の評価が行われているところでございます。

さらに後ろの方になりまして、15 ページ、申請者の方から急性毒性試験、亜急性毒性試験のデータも提出されておりました、これらについても評価が行われているところでございます。

調査会の審議の結果といたしましては、16 ページの「IV 食品健康影響評価結果」というところに取りまとめられておりますけれども、遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないものと判断されたという結論をいただいているところでございます。

本日御了解いただきましたら、委員会終了後 8 月 31 日までの 30 日間、国民からの意見・情報の募集手続きに入りたいと考えているところでございます。

以上でございます。

見上委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の説明の内容、あるいは記載事項につきまして、御意見・御質問等ございましたら、よろしくお願ひいたします。

よろしいですか。

それでは、本件につきましては、意見・情報の募集手続に入ることといたします。

それでは、次の議題に移らせていただきます。

議題の第3の「微生物・ウイルス合同専門調査会における審議状況について」及び議題5の「食品安全委員会が自らの判断により行う食中毒原因微生物に係る食品健康影響評価の進め方について」でございます。

議題の第3につきましては、微生物・ウイルス合同専門調査会から意見・情報の募集のための付属文書（案）が提出されています。また、議題5につきましては、議題3と関連しておりますので、議題3に引き続きまして、説明していただきたいと思ひます。

それでは、事務局お願ひいたします。

北條評価課長 それでは、まず資料3-1と3-2に基づいて前半部分について御説明をさせていただきます。

資料3-1でございますけれども、食中毒の原因微生物の評価指針につきましては、昨年でございますけれども、平成18年6月1日付けで（案）が公表をされているところでございます。

具体的にはこの資料3-2、これが取りまとめられております微生物に関する食品健康影響評価指針でございます。

この資料3-2の後ろの方でございますけれども、27ページから29ページをお開きいただきたいと思ひますが、この評価指針の作成に伴いまして、「今後、以後の付属文書について作成し、充実をさせる」ということで、付属1から付属5までの具体的な項目を挙げまして、ここの付属文書の作成というものを引き続き行うということが決められていたわけでございます。

これを受けまして、資料3-1に戻っていただきますけれども、2枚めくっていただきまして、付属文書（案）の次の「検討の経緯」というところに記載をされておりますけれども、付属文書につきましては、平成19年2月20日に付属文書（案）の審議が行われまして、本年7月24日微生物・ウイルス合同専門調査会におきまして、付属文書（案）が了承されたというところでございます。

この付属文書でございますけれども、基本的には合同専門調査会の専門委員の先生方、あるいは必要に応じて外部の専門家の先生に御依頼を申し上げて、作成をされているもの

でございます。

前後いたしましたけれども、この付属文書は、評価指針に従って、リスク評価を実施する上で参考となる詳細な用語の説明、それから数学的なモデル、そういったものの解説、こういったものを中心に取りまとめられております。

ページ数が打ってなくて恐縮でございますが、1枚おめくりいただきまして、付属1のところは、用語の説明ということになっておりまして、適切な衛生健康保護水準等の用語の説明がなされております。

1枚おめくりいただきまして、付属2は「予測微生物学」についてということで、予測微生物学的についての使われるモデルについて解説がなされているものでございます。

何枚かおめくりいただくこととなりますが、付属3は「用量反応モデル」についての解説になっています。

また、付属4につきましては、いわゆる「感度分析」についての解説がなされております。

付属5につきましては、アメリカの方で実施されました生カキのビブリオ菌をモデルといたしまして、具体的な微生物学的リスクの評価の事例を挙げているものでございます。

その他、付帯事項といたしまして、厚生労働科学研究費補助金の報告書の既存公開文書から関連の部分を盛り込んだという内容になっているものでございます。

内容は以上でございます。評価基準、ガイドラインの本体が国民からの意見・情報の募集という手続を取っておりますので、この付属文書につきましても、本日委員会終了後から8月31日までの間、御意見の募集の手続を進めたいと考えているところでございます。

以上でございます。

見上委員長 どうもありがとうございました。

北條評価課長 続きまして、関連事項で資料5の方でございます。

資料5でございますけれども、「微生物専門調査会及びウイルス専門調査会のワーキンググループの設置について(案)」ということございまして、本件につきましては、7月19日開催の第199回会合におきまして、自ら評価の一環としてカンピロバクターの評価を実施するということが決定されたわけでございます。

これを受けまして、7月24日に開催されました微生物・ウイルスの合同専門調査会で、作業を効率的に進めるために、微生物専門調査会、ウイルス専門調査会の下にワーキンググループを設置するということになったところでございます。

具体的なメンバーは2枚目の紙の「別記」というところの「ワーキンググループ名簿」

に記載された先生方でございます。

7名の先生方がおられるわけでございますけれども、以前からの検討グループのメンバーに關崎先生と西尾先生の2名の先生を追加した上でワーキンググループとするということが決められております。

また、実際の運営につきましては、2ページの「運営」というところに記載されているとおりでございますけれども、カンピロバクターの評価については、まず、このワーキンググループの中で検討を進めていくということになったということの御報告でございます。

なお、このカンピロバクターの評価以外の腸管出血性大腸炎、サルモネラ・エンテリティディス、ノロウイルス、このものにつきましては、引き続き以前までの検討グループの中で実行可能性について引き続き検討を進めているということとされております。

以上でございます。

見上委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の説明、資料3関連と資料5関連なんですけれども、説明の内容、あるいは記載事項につきまして、御意見・御質問がございましたら、どうぞよろしくお願いたします。

よろしいですか。

それでは、食中毒原因微生物のリスク評価指針付属文書(案)につきましては、意見・情報の募集手続に入ることとし、微生物専門調査会及びウイルス専門調査会のワーキンググループの設置につきましては、(案)のとおり設置を了承するというところでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

見上委員長 では、次の議題に移らせていただきます。

「食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取について」でございます。

「農薬ピラクロニルに係る食品健康影響評価について」。

「農薬ピリプロキシフェンに係る食品健康影響評価について」。

「遺伝子組換え食品 コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR604(食品)に係る食品健康影響評価について」。

「特定保健用食品 おなか納豆に係る食品健康影響評価について」は、専門調査会における審議・意見・情報の募集の手続が終了しておりますので、まず初めにピラクロニルにつきまして、事務局から説明願いたします。

北條評価課長 それでは資料4-1に基づいて御説明をいたします。資料4-1の3ペ

ージに「審議の経緯」がございますけれども、このものにつきましては、2005年12月に農林水産省の方から厚生労働省の方へ農薬の登録申請に係る基準設定の依頼があり、これを受けて厚生労働大臣より残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請があったものでございます。

当委員会につきましては、農薬専門調査会におきまして、3回の御審議をいただきまして、その結果について本年5月31日に報告がなされ、その後6月29日まで国民からの御意見・情報の募集という手続がなされたものでございます。

結果でございますが一番最後の紙でございます。「参考」と書いてございますように、期間中に御意見・情報というものはございませんでした。

したがって、専門調査会の結果どおり、各試験の無毒性量の最小値はラットを用いた2年間慢性毒性/発がん性併合試験の0.44mg/Kg体重/日であったことから、これを根拠といたしまして、安全係数100で除した0.0044mg/Kg体重/日を一日摂取許容量、ADIとした。この結果をもって厚生労働省の方に通知をしたいと考えております。

以上でございます。

見上委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の説明の内容、記載事項につきまして、御質問、御意見がございましたら、よろしくお願ひします。

よろしいですか。

それでは、本件につきましては、農薬専門調査会におけるものと同じ結論となりますが、ピラクロニルの一日摂取許容量を0.0044mg/Kg体重/日と設定するという点でよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

見上委員長 続きまして「ピリプロキシフェン」につきまして、説明をお願いします。

北條評価課長 それでは、資料4-2に基づいて御説明いたします。

評価書の3ページのところに「審議の経緯」というのがございますけれども、ピリプロキシフェンにつきましては、2003年の7月、厚生労働大臣より清涼飲料水の規格基準改正に係る食品健康影響評価についての要請がございました。

その後、2005年10月21日に農林水産省より厚生労働省へ適用拡大申請に伴う基準設定の依頼があり、同年11月8日付けで厚生労働大臣から残留基準設定に係る食品健康影響評価についての要請があったものでございます。

さらにポジティブリスト制度導入に伴いまして、2006年7月18日、やはり厚生労働省

から残留基準（暫定基準）設定に係る食品健康影響評価についての追加要請があったものでございます。

当委員会につきましては、農薬専門調査会におきまして、4回審議が行われまして、その結果が今年5月31日の食品安全委員会の方に報告がされまして、それから30日間の国民からの御意見・情報の募集が行われたものでございます。

結果でございますけれども、最後のページ「参考」にございますように、期間中に御意見・情報というものはないという結果でございます。

したがいまして、農薬専門調査会の方の結論と同じということになりますけれども、各試験の無毒性量の最小値はイヌを用いた1年間慢性毒性試験の10mg/Kg体重/日であったので、これを根拠として安全係数100で除した0.1mg/Kg体重/日を一日摂取許容量、ADIとした。この結果を通知したいと考えているところでございます。

以上でございます。

見上委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の説明の内容、記載事項につきまして、御質問・御意見ございましたら、よろしく申し上げます。

よろしいですか。

それでは、本件につきましても、農薬専門調査会におけるものと同じ結論となりますが、ピリプロキシフェンの一日摂取許容量を0.1mg/Kg体重/日と設定するというところでよろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

見上委員長 それでは、続きまして、「遺伝子組換え食品 コウチュウ目害虫抵抗性 トウモロコシ MIR604（食品）」につきまして、御説明願います。

北條評価課長 資料4-3に基づいて御説明いたします。

コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR604 でございますけれども、このものはコウチュウ目害虫に対する殺虫活性を有しますタンパク質、これをコードする遺伝子を導入して作製された組換えトウモロコシでございます。

平成18年5月に厚生労働大臣から遺伝子組換え食品の安全性評価確認に係る食品健康影響評価について要請がございまして、当委員会につきましては、遺伝子組換え食品等専門調査会で3回御審議をいただき、その結果について、6月28日の当委員会に報告をなされ、それから30日間国民からの意見・情報の募集が行われたというものでございます。

この結果でございますが、最後の紙に書いてございますように、期間中御意見、あるいは

は情報というものはないという結果でございました。

なお、募集期間中に事務局の方で評価書の内容を点検いたしまして、その参考の変更点というところにありますけれども、4か所ほど文言上の修正がなされております。もちろん、評価の内容には直接には関係のないところでございます。

ということでございまして、このものにつきましても、調査会の結論である遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないものと判断されたということで、結果を通知したいと考えております。

以上でございます。

見上委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の説明の内容、あるいは記載事項につきまして、御意見・御質問がございましたら、よろしく願いいたします。

よろしいですか。

それでは、本件につきましては、遺伝子組換え食品等専門調査会におけるものと同じ結論となりますが、遺伝子組換えトウモロコシ「コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR 604」については、「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準」に基づいて評価した結果、ヒトの健康を害するおそれはないものと判断されたということでよろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

見上委員長 続きまして、特定保健用食品「おなか納豆」につきまして、説明願います。

北條評価課長 それでは、資料4-4に基づいて御説明いたします。

評価書の1ページに「審議の経緯」がございますように、平成19年5月14日に厚生労働大臣から特定保健用食品の安全性の審査に係る食品健康影響評価について要請があったものでございます。

当委員会につきましては、新開発食品専門調査会で1回審議が行われまして、その結果が6月14日の食品安全委員会に報告をされまして、その後30日間の国民からの意見・情報の募集がなされたものでございます。

結果でございますけれども、後ろから2枚目のところの「参考」のところでございます。3点ほど御意見を頂きました。

1点は名称に係るものでございます。

2つ目が、有効性に係る御意見を頂いております。このものにつきましては、頂いた御意見については、厚生労働省の方へお伝えをするということで回答させていただければと

思っております。

3つ目につきましては、このものが市販納豆菌に変異処理を施すという表現がありまして、ここについてのお尋ねでございます。

遺伝子組換え植物を連想してしまい、食の安全ということについて不安を感じますという御意見でございましたが、これは基本的にそういう組換え技術を用いたものではないという説明と、それから安全性についても問題がないという結論を頂いてる旨、回答させていただきたいと考えております。

いずれにしても、安全性評価に直接係るような御意見ではございませんでした。

以上のことから、調査会の方で得られました本食品については、提出された資料の範囲においては、安全性に問題はないと判断されたと、この結果をもって通知をしたいと考えているところでございます。

以上でございます。

見上委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の説明の内容、記載事項につきまして、御意見・御質問がございましたら、よろしく願いいたします。

よろしいですか。

それでは、本件につきましては、新開発食品専門調査会におけるものと同じ結論となりますが、「おなか納豆」については、提出された資料の範囲において安全性に問題ないと判断されるということによろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

見上委員長 それでは、次の議題に移らせていただきます。

「食品安全委員会の7月の運営について(報告)」、事務局からお願いいたします。

小木津総務課長 それでは、資料6に基づきまして、食品安全委員会の7月の運営状況について御報告いたします。

資料1ページ目、食品安全委員会の開催状況です。

第197回会合を7月5日開催ですが、添加物「L-アスコルビン酸カルシウム」につきまして、意見募集に着手しております。

また、農薬2品目につきまして、意見募集に着手しております。

農薬「テブコナゾール」につきまして、評価結果を取りまとめて、厚生労働大臣に通知しております。

平成18年度の食中毒発生状況の概況の説明が厚生労働省からございました。

6月の運営状況報告。

「食の安全ダイヤル」6月分の報告がございました。

第198回会合、7月12日開催ですが、農薬「ピリダリル」につきまして、厚生労働省から評価要請の説明がございました。

動物用医薬品4品目につきまして、意見募集に着手しております。

また、遺伝子組換え食品等2品目につきまして、評価結果を取りまとめ、厚生労働大臣に通知しております。

また、ポジティブリスト制度導入に係ります平成19年度評価依頼予定物質についての厚生労働省からの報告がございました。

食品安全モニターからの5月分の報告がございました。

第199回会合、7月19日開催ですが、食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当するかどうかということの照会がございまして、まず厚生労働省から特定保健用食品における疾病リスク低減表示に関して、また、農林水産省からは飼料及び飼料添加物の基準及び規格について照会がございまして、これにつきまして、確認をいたしております。

また、その下ですが、農薬3品目について評価要請がございました。厚生労働省から説明を受けております。

また、動物用医薬品5品目につきまして、厚生労働省及び農林水産省から説明を受けております。

また、農薬「アメトリン」につきまして、意見募集に着手しております。

農薬「メタアルデヒド」につきまして、評価結果を取りまとめ、厚生労働大臣に通知しております。

遺伝子組換え食品のトウモロコシの品目ですが、農林水産省に結果を取りまとめ通知をしております。

また、食中毒原因微生物のリスク評価案件の選定に関する意見交換会の概要、これを報告し、結果として鶏肉を主とする畜産物中のカンピロバクターから評価を進めることを決定しております。

また、我が国に輸入される牛肉等に係る食品健康影響評価につきましては、外交ルートを通じて、質問書による照会というか方法で評価対象国、14か国から情報収集を進めていくことを決定しております。

第200回会合、7月26日開催ですが、前半、食品安全委員会5年目に向けての意見交換

会を実施しております。

また、食品健康影響評価の要請ということで、遺伝子組換え食品、1品目につきまして、厚生労働省から説明を受けております。

また、特定保健用食品2品目につきまして、評価要請を受けまして、2品目につきまして、厚生労働省から説明を受けております。

また、添加物「ケイ酸カルシウム」につきましては、評価結果を厚生労働大臣に通知しております。

農薬、動物用医薬品であります「ジノテフラン」につきましては、評価結果を厚生労働大臣に通知しております。

また、動物用医薬品1品目につきまして、評価結果を農林水産大臣に通知しております。

また、BSE対策に関する調査結果等につきまして、厚生労働省及び農林水産省から報告を受けております。

平成19年度食品安全モニター会議についての報告がありました。

以下、専門調査会の運営状況ですが、開催日時のみ紹介させていただきます。

緊急時対応専門調査会ですが、7月11日に開催されております。

添加物専門調査会は、7月30日に開催です。

農薬専門調査会につきましては、幹事会が7月4日。

総合評価第一部会が同日の7月4日。

確認評価第二部会7月9日。

確認評価第三部会が7月23日。

また、次の幹事会が7月27日に開催されております。

その後、7月27日に総合評価第二部会が開催されております。

動物用医薬品専門調査会につきましては、7月20日に公開、非公開の会合が連続して開催されております。

汚染物質専門調査会、7月3日開催。

微生物専門調査会は、ウイルス専門調査会との合同で開催ですが、7月24日。

遺伝子組換え食品等専門調査会、こちらは非公開会合が7月10日に開催されております。

肥料・飼料等専門調査会、7月25日開催。

汚染物質・化学物質専門調査会の合同ワーキンググループにつきましては、7月3日開催でございます。

その他といたしまして、「食品安全」13号が発刊しております。

以上です。

見上委員長 どうもありがとうございました。それでは、ただ今の報告の内容あるいは記載事項につきまして、何か質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、次の議題に移らせていただきます。

「食品安全モニターからの報告(平成19年6月分)について」、事務局から報告願います。

西村勸告広報課長 それでは「食品安全モニターからの報告(平成19年6月分)について」です。資料7に従いまして、御説明いたします。

6月に41件の報告がありました。その内容としましては、上段に書いてありますけれども、食品安全委員会の活動一般関係が6件。

BSE関係が5件。

食品衛生管理関係、これは主に中国製食品ですけれども、7件。

食品表示関係、こちらは食肉、あと米の偽装表示の関係がほとんどで8件。

その他6件。この中にはこんにゃくゼリーの2件が入っております。

2ページ目、個別の案件にいきたいと思います。

ここでは、モニター会議の在り方についての意見を数多くいただいております。

それに対しまして、2ページ目の一番最後の段落ですけれども、食品安全委員会からのコメントとしては、こういうことを言っております。

「食品安全モニターの皆様方には、当委員会が発信する情報を日常の生活を通じて可能な範囲で地域の方々に伝えていただいたり、また一方、それらに対する地域での反応、声を踏まえた意見・情報などを寄せていただくなど、委員会と地域との間で意見・情報の交換を促進する橋渡しの役割もお願いしているところです」。こういうふうにしました。

3ページ目、ここでは、ホームページで「食の安全ダイヤル」についての相談を受け付けますよという記述があるんですけれども、その記述について、こうしたらいいんじゃないかというコメントをいただいております。

今まであった記述というのは、四角の中にありますけれども、食品安全委員会の活動についての意見と感想をお寄せくださいとあったんですけれども、この意見を寄せてくださった方は、もう少し広い意味で書いたらいいんじゃないかということを指摘されましたので、早速その設置の趣旨と今回の指摘を踏まえて、ホームページでの記載を、4ページ目にあるように書換えております。

具体的には4ページ目のアンダーラインのところですが、食品の安全性に関する情報提

供、お問い合わせ、御意見等がありましたらお寄せくださいと、すぐに書き改めております。

5 ページ目「食品の安全性に関する用語集」、こういうのがあるんですけども、それについてハザードという項目に「放射線」という記述があるんですけども、これは放射線よりも放射性物質の方がいいんじゃないかという御意見です。

それに対しまして、食品安全委員会からのコメントの一番最後のところですけども、この用語集というのは、現時点での一般的な理解や考え方などを整理したものであって、必要に応じて今後見直していきたいという答えを用意してあります。

その下、リスクコミュニケーション関係ですけども「BSE とジャガイモの芽」というタイトルですけども、ここでは先般行われたモニター会議で事務局の方の説明で、BSE のリスク、それとジャガイモのソラニンの毒性、これを比較して説明したけれども、余計に不安をあおることになりはしないかという意見です。

それに対しまして、6 ページの上段ですけども、当方としては、これら2つを直接比較することは意図していなかったと。今後ともこういう御意見も踏まえて誤解を受けることのないよう、分かりやすい情報提供に努めてまいりますとっております。

6 ページの下段、BSE 関係では、輸入制限を緩和するという話があるけれども、大丈夫なのかということは何件か言ってきております。

答えの方は7 ページの真ん中くらいですけども、食品安全委員会からのコメントの後半部分です。

輸入条件の見直しについては、まずは厚生労働省及び農林水産省で検討すべき問題であり、今後、米国側から条件緩和についての働きかけがある場合には、厚生労働省及び農林水産省において適切に対応することになります。

仮にリスク管理機関から食品安全委員会に対して評価依頼が行われた場合には、国民の健康の保護の観点から、中立公正な立場で、科学的な知見に基づき調査審議を行っていきたいと考えている、こういうふうにコメントしております。

ページを飛ばしまして、10 ページ目にいきますと、トランス脂肪酸の安全性の話。

以下は意見のみの紹介にとどめます。

12 ページ、今度は特保の制度の話。

13 ページ、中国製食品の安全性の話。

15 ページ、食肉偽装事件。

17 ページ、米の偽装表示。

18 ページ、こんにゃくゼリーの話と、こういうふうにいるんな問題をモニターさんから頂いております。

以上です。

見上委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の説明の内容、記載事項につきまして、何か御質問、御意見ございましたら、よろしく願いいたします。

よろしいですか。

それでは、ないようです。どうもありがとうございました。

他に議題はありますか。

北條評価課長 評価ガイドラインについて、少しお諮りをさせていただきたいと存じます。

昨年末から肥料・飼料等専門調査会におきまして、飼料添加物の評価ガイドラインの素案を御検討いただいているところでございます。

それから、今年から農薬と動物用医薬品の評価ガイドラインの作成、これに着手するということになっております。先週 7 月 25 日に開催されました肥料・飼料等専門調査会におきまして、唐木座長の方から、飼料添加物の評価ガイドラインの作業の進め方について御提案がございました。

唐木先生からの御提案は、飼料添加物の評価ガイドラインをまとめていくに当たって、他の農薬専門調査会、動物用医薬品専門調査会において作成される評価ガイドラインとの整合性、あるいは考え方などにつきまして、できるだけそろっていることが望ましいのではないかと。ついては、親委員会である食品安全委員会や農薬専門調査会、あるいは動物用医薬品専門調査会の方の御賛同、御了解がいただけるのであれば、全体の構成や共通する部分については、ひな形みたいなものを事務局の方で整理していただきたい。こういう御提案でございました。

本日の食品安全委員会の方で御了解いただけるのであれば、私ども事務局の方で骨格となる部分につきまして、整理をさせていただきまして、その上で各専門調査会の方に具体的な評価基準の内容を書き込んでいただくという手順で今後進めさせていただきたいと考えておりますけれども、この辺について委員会の御議論をお願いしたいところでございます。

見上委員長 評価課長さん、どうもありがとうございました。前回の肥料・飼料等専門調査会におきましては、私も含めまして、6名の委員も出席しており、唐木座長からの御

提案は、私ども食品安全委員会としても皆、賛成のものと理解しております。

今後、御提案いただいた方向で進めていただきたいと思うんですけども、それによろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

見上委員長 そうさせていただきます。

それでは、事務局から評価ガイドラインの作成の手順について、農薬専門調査会、動物用医薬品専門調査会の御了承をいただき、評価ガイドラインの考え方や構成を整理した素案を作成して、3つの専門調査会に示した上で作業を進めてください。よろしく申し上げます。

外にございませんか。

小木津総務課長 特にございません。

見上委員長 それでは、どうもありがとうございました。これで本日の委員会のすべての議事は終了いたしました。

以上をもちまして、食品安全委員会第201回会合を閉会いたします。

次回の委員会につきましては、8月9日木曜日14時から開催を予定しておりますので、お知らせいたします。

また、明日3日10時からリスクコミュニケーション専門調査会が公開で開催。14時から遺伝子組換え食品等専門調査会が非公開で開催。

来週7日、14時からプリオン専門調査会が公開で開催される予定となっております。

以上です。どうもありがとうございました。